廃 棄 物 再 生 事 業 者

登 録 申 請 の 手 引

登 録 申 請 に あ た っ て

１ 記入に際して

(1) 申請書等にもれなく記入のうえ、正・副計２部を作成し、提出書類一覧表によりチェックした後、提出してください。

(2) 副本については、受付印を押印のうえ申請者に返却致します。

２ 申請に伴う手数料（電子又は石川県証紙による納付）

新規登録申請手数料　　４０，０００円

※ 電子納付は、パソコンやスマートフォンから石川県電子申請システムにアクセスし、納付申請を行ってください。

３ その他

(1) 申請書正本については、Ａ４ファイルに綴じて提出ください。

(2) 提出の際は、事前に必ず時間の余裕を持って資源循環推進課（Tel 076-225-1472）までご連絡ください。

(3) 登録は、再生の業を行うにあたり、必ず必要なものではありません。登録を受けなくても、事業を行うことは可能です。

令和８年２月

石 川 県 生 活 環 境 部

～添付書類に関する説明等について～

１ 運搬車の車検証、運搬船の船舶検査証及び重機等検査証の写し

(1) 申請日において、車検証の有効期限が満了していないものを添付してください。

(2) 運搬車の車検証の所有者または使用者が、いずれも申請者と異なる場合には、車両の賃貸借契約書の写しまたは所有者等の使用承諾書を添付してください。

２　運搬車、運搬船、重機及び運搬容器その他の写真

(1) 運搬車等の全体と、車両番号が確認できる明瞭な写真を添付してください。

３　運搬車等の車庫（駐車場）の位置図、概要図及び写真等

車庫（駐車場）ついては、下記の書類を添付してください。

(1) 住宅地図の写し等に車庫（駐車場）の位置を明記した位置図

(2) 敷地内の概要図（駐車場の配置図）

(3) 車庫（駐車場）の全体が確認できる写真

(4) 車庫（駐車場）に該当する土地について、土地の不動産登記簿謄本及び公図の写しを添付してください。また、有蓋車庫については、底地の土地の登記簿と併せて建物の不動産登記簿謄本を添付してください。

この際、土地及び建物（車庫）について、申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類として、貸借契約書等の写しまたは使用承諾書などを併せて添付してください。

転貸の場合は、所有者から申請者までの契約関係が分かるように全ての契約書の写しを添付してください。また、転貸の場合に、元となる契約に転貸禁止の条項がある場合には、必ず、転貸に関する所有者の同意書や承諾書を併せて添付してください。

建物（車庫）が未登記の場合には、固定資産評価証明書などの添付をお願いする場合があります。

４ 事業計画書

(1) 再生品の販売先が明らかとなる書面には、仕切書または明細書等を添付してください。

(2) 引受先が限られている場合は、その具体的名称を記入してください。

５ 保管施設

(1) 保管場所の配置図（図面等）を添付してください。

(2) 面積・容積の計算書を添付してください。

(3) 保管場所の看板の図案を添付してください、看板は設置してください。

６ 再生に適する施設

(1) 産業廃棄物のみを扱う場合、施設の設置許可は不要ですが、一般廃棄物を扱う場合、処理能力が５t/日以上となると、一般廃棄物処理施設設置許可が必要になります。

(2) 再生に適する施設のカタログ、写真及び処理能力計算書が必要になります。施設のカタログがない場合でも最低限、施設の処理能力が分かる書類を添付してください。

(3) 施設は原則として、申請者が所有していなければなりません。

(4) 金属くずの再生を行う場合にあっては、必ず磁選機が必要です。

7 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人の場合）

直前３年の各事業年度について下記の書類を提出してください。

(1) 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(2) 直前３年の各事業年度における法人税確定申告書の写しのうち別表第１及び第４（修正申告がある場合には、修正申告書の写しも併せて提出してください。）

(3) 税務署の発行する法人税の納税証明書（直前３年の各事業年度のもので、納税額及び納付済額の記載のあるもの（その１・納税額等証明用））

8 資産に関する調書並びに直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）

直前３年の各事業年度について下記の書類を提出してください。

(1) 様式第六号（資産に関する調書）（預金の残高証明書を添付してください。）

(2) 直前３年の申告所得税の確定申告書の写しのうち第一表及び第二表

※青色申告の方は決算書（貸借対照表及び損益計算書）の部分も併せて提出して下さい。

(3) 税務署の発行する所得税の納税証明書（直前３年のもので、納税額及び納付済額の記載のあるもの（その１・納税額等証明用））

また、給与所得者は源泉徴収票の写しも添付してください。

9 定款・法人登記簿謄本（登記事項証明書）

定款の末尾に、現行定款の写しに相違ない旨を日付とともに記入の上、記名してください。

10 住民票の写し（原本）

(1) 住民票の写し（原本）は必ず本籍が記載されたものを添付してください。
（役員、株主等の者、令第6条の10に規定する使用人等全員について必要です。）

(2) 外国人にあっては、外国人登録証明書の写しを添付してください。

(3) 法人の株主に他社（有限会社または株式会社）があるときには、その他社の法人登記簿謄本（登記事項証明書）を添付してください。

11 公的機関の証明書類について

法人登記簿謄本、納税証明書及び住民票の写し等の証明書については、原則として、原本の添付が必要となりますが、原本との照合が確認出来る場合に限り、コピーの添付を認めています。コピーを添付する場合は、申請時に当該証明書の原本を必ず持参してください。

なお、公的機関が発行する証明書については、申請日の３か月前以降に発行されたものを添付してください。

提　出　書　類　一　覧　表（石川県版）　　H24.7.1

［　廃棄物再生事業者登録　］　　（申請者　　）

提　　出　　書　　類	様式	確認
1．廃棄物再生事業者登録申請書	第1号	
2．事業計画に関する書類 ① 再生品の販売先が明らかとなる書面	別紙(1) 様式	
3．事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図（配置図）		
4．保管施設に関する書類 ① 事業の用に供する施設の概況を記載した書類（保管施設） ② 施設の構造を明らかにする写真（保管施設） ③ 掲示板の図、写真 ④ 保管場所の一覧等（保管面積、保管容量計算書等） ⑤ 屋外に施設がある場合にあっては、排水経路図	別紙(2) 様式	
5．再生施設に関する書類 ① 事業の用に供する施設の概況を記載した書類　（再生施設） ② 施設の構造を明らかにする写真（再生施設） ③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図 ④ 施設（カタログ、設計計算書（能力計算書）、排ガス及び排水の処理の方法については、処理系統図） ⑤ 生活環境に及ぼす影響に関する書類（必要がある場合） ⑥ 屋外に施設がある場合にあっては、排水経路図 ⑦ 一般廃棄物を処理する場合であって、その処理能力が１日あたり５ｔ以上の場合は、一般廃物処理施設設置許可証の写し。 ⑧ 産業廃棄物を処理する場合であって、政令第７条で定める施設の場合は、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し。	別紙(3) 様式	
6．運搬施設に関する書類 ① 事業の用に供する施設の概況を記載した書類　（運搬施設） ② 事業の用に供する運搬車、運搬容器等運搬施設の一覧表 ③ 車両等の姿写真 ④ 運搬車の車検証、運搬船の船舶検査証及び重機等検査証の写し（運搬車の車検証の所有者または使用者が、いずれも申請者と異なる場合には、車両の賃貸借契約書の写しまたは所有者等の使用承諾書） ⑤ 車両等の車庫の位置図、概要図及び姿写真	別紙(4) 様式 様式	
7．申請者が３.に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類（土地登記簿、公図）		
8．申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書		
9．申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証の写し）		
10．業務経歴を記載した書類	別紙(5)	
11．事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	別紙(6)	
12．申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書及び法人税納税済証明書）		
13．申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の確定申告書の写し並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	別紙(7)	
14．欠格事項に該当しない者である旨の誓約書	別紙(8)	

注意事項：

(1) 登記簿の謄本及び住民票の写し等にあっては、申請日の３ケ月以内に発行されたものとすること。

(2) 用紙の大きさは図面等を除き、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第３関係（様式第１号）

廃棄物再生事業者登録申請書

年　　月　　日

石川県知事　　様

申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
〒　　電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２０条の２第１項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	

（裏面）

添付書類及び図面	１．事業計画の概要を記載した書類（別紙(1)） ２．事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要を記載した書類（別紙(2)、(3)、(4)） ３．事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 ４．法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ５．個人である場合には、その住民票の写し ６．業務経歴を記載した書類（別紙(5)） ７　経理的基礎に関する資料 ア　当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙(6)） イ　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ウ　申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（別紙(7)） ８．事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類（別紙(8)） ９．その他知事が必要と認める書類
備　　考 １．※の欄は記入しないこと。 ２．２部提出すること。	
※事務処理欄	
※手 数 料 欄	

別　紙　(1)

事　業　計　画　書

１．事業概要

(1) 現　況

(2) 取り扱う廃棄物等の種類（名称）及びこれらの主な引受先

２．再生しようとする廃棄物等

廃棄物等		年間再生予定量	再生品の種類	再生品の販売先の名称・所在地
種　類	名　称			

（注：再生品の販売先が明らかとなる書面を添付すること。）

３．不用物の処分方法及び処分委託先の事業場等の名称及び所在地

４．廃棄物の再生に関し協力を求められた場合、協力することが可能である区域
（協力することが困難な区域については、═══ で消してください。）

金沢市　、七尾市　、小松市　、輪島市　、珠洲市　、
加賀市　、羽咋市　、かほく市　、白山市　、能美市　、
野々市市　、川北町　、津幡町　、内灘町　、志賀町　、
宝達志水町、中能登町　、穴水町　、能登町

再生品の販売先が明らかとなる書面

施設の構造を明らかにする写真（保管施設）

施設の構造を明らかにする写真（再生施設）

別　紙　(2)

５．事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要			
取り扱う廃棄物等	種類		
	性状		
	量		トン／日（m³／日）
再生を行うための保管施設	種類		
	設置場所		
	面積及び容量		m² m³
	囲いの状況		
	表示の方法		
	防止対策（措置）	飛散	
		流出	
		地下浸透	
		悪臭	
		ねずみの生息	
		蚊等害虫	
	保管期間		
	運搬先の名称及び所在地		
施設所有の区分			自己所有　・　その他（　　）

注：施設の構造を明らかにする写真を添付すること。

別　紙　(3)

６．事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

取り扱う廃棄物等	種類		
	性状		
	量		トン／日（m³／日）
再生に適する施設	種類		
	設置場所		
	数量		
	構造		
	設備の概要		
	処理方式		
	処理能力		トン／日（m³／日）
	１日当たりの使用時間		時から　　時まで（延べ　　時間）
	防止対策（措置）	飛散	
		流出	
		地下浸透	
		ねずみの生息	
		蚊等害虫	
		悪臭	
		騒音	
		振動	
焼却設備			型式 処理能力　　kg/時間（　　kg/日）
施設管理者職氏名			
施設の所有区分			自己所有　・　その他（　　）

注：施設の構造を明らかにする写真を添付すること。

別　紙　(4)

7．事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要			
取り扱う廃棄物等	種　　類		
	性　　状		
	量		トン／日（m³／日）
運搬施設	名称及び型式		
	積　載　量		トン m³
	台　　数		台
	駐車施設		
	防止対策（措置）	飛散流出	
		悪　　臭	
		騒　　音	
		振　　動	
施設の所有区分			自己所有　・　その他（　　）

注：施設の構造を明らかにする写真を添付すること。

別　紙

運搬車・運搬容器等運搬施設一覧			
種別・用途	形状	最大積載量等	登録番号

別　紙

車　両　等　の　姿　写　真

別　紙

車両等の車庫の位置図、概要図及び姿写真

別　紙　(5)

業　務　経　歴　書

年　　月　　日現在

ふりがな 氏　　名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	
住　　所 法人にあっては、主たる事務所の所在地	〒
年　　月	業　　務　　経　　歴

注：法人にあっては、法人設立以降の業務概要を記載すること。

別　紙　(6)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内　　訳		金　額（千円）
事業の開始に要する資金の総額		
	土　地	
	事務所	
	収集運搬車両	
	積保施設	
調達方法	自己資金	
	借　入　金	
	（借入先名）	
	その他	
	増　資	
備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

（日本産業規格　A列4番）

別　紙　(7)

資　産　に　関　す　る　調　書　　年　月　日現在			
資産の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売　掛　金			
受取手形			
土　　地			
建　　物			
備　　品			
車　　両			
そ　の　他			
資　　産　　計			
負債の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未　払　金			
預　り　金			
前　受　金			
買　掛　金			
支払手形			
そ　の　他			
負　　債　　計			

（日本産業規格　A列4番）

別　紙　(8)

欠格事項に該当しない者である旨の誓約書

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
ハ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）、悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）、振動規制法（昭和５１年法律第６４号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の２第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条（傷害）、第２０６条（現場助勢）、第２０８条（暴行）、第２０８条の３（凶器準備集合及び結集）、第２２２条（脅迫）若しくは第２４７条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
二　法第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは法第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第７条の４第１項第３号又は法第１４条の３の２法第１項第３号（法第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
ホ　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの
ヘ　ホに規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（注）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第４条の７で定める者をいう。以下同じ。）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（注）であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの
ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
リ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
ヌ 個人で政令に定める使用人（注）のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

（注）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

私は、上記イからヌまでのいずれにも該当いたしません。

以上誓約いたします。

年　　月　　日

石川県知事　　様

住　所

氏　名　　印

住　所

職・氏名　　印

住　所

職・氏名　　印

第７関係（様式第４号）

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年　　月　　日

石川県知事　　様

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
〒　　電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２０条の規定により、廃棄物再生事業に係る変更について、次のとおり届け出ます。

登録年月日		年　　月　　日
登録番号		第　　号
変更年月日		年　　月　　日
変更事項	変更前	
	変更後	

注：１　変更事項とは次に掲げる事項をいい、当該事項ごとに変更前及び変更後の内容を記載すること。
(1) 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(2)事務所及び事業所の所在地
(3)廃棄物の再生に係る事業の内容
(4)事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
２　届出書には、変更した旨の内容が確認できる書類等を添付すること。

第８関係（様式第５号）

廃棄物再生事業休廃止（再開）届出書

年　　月　　日

石川県知事　　様

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
〒　　電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２１条の規定により、廃棄物再生事業の　休止／廃止／再開　について、次のとおり届け出ます。

登録年月日		年　月　日
登録番号		第　号
休廃止（再開）年月日		年　月　日
休廃止（再開）事項	範囲	全部・一部
	事業場の所在地	
	廃棄物の再生に係る事業の内容	
	事業の用に供する施設の概要	

注：事業の全部廃止のときは、登録証明書を添付すること。